

松田町在宅医療機器等使用者非常用発電機等貸出要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時等に停電が発生する恐れがある前に、生命の維持に必要な医療機器等を在宅で使用している者の安全を確保するため、非常用発電機等（以下、「発電機等」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、「医療機器等」とは、在宅で継続的に使用するもので、停電により使用が困難となった場合に生命又は、身体に重大な影響を及ぼす恐れのある機器を言う。

2 前項の「医療機器等」には、人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器、人工透析用機器、経管栄養ポンプ、輸血ポンプ及び電動ベッドを含むものとする。ただし、町長が特に認めるものについては、この限りではない。

(対象者)

第3条 発電機等の貸し出し対象者は、町内に住所を有し、在宅において以下の医療機器等を使用している者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 医師の指示に基づき、在宅で医療機器等を常時使用していること。

(2) 停電時における医療機器等の停止により生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあること。

(3) 自己で発電機等を確保することが困難であること。

(4) その他、町長が認めること。

(貸し出し機器)

第4条 町が貸し出す発電機等は、町が保有する発電機の中から貸し出すものとする。

2 発電機等の種類、容量及び燃料等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 可搬型発電機 (ガソリン式)
 - (2) ポータブル電源 (リチウムイオン蓄電池)
 - (3) その他、町が保有する発電機
- (貸し出しの申請)

第 5 条 発電機等の貸し出しを希望する者 (本人もしくはその代理人) (以下、「希望者」という。) は、事前に松田町在宅医療機器等使用者非常用発電機等貸出事前登録申請書 (第 1 号様式) に掲げる次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 医療機器の使用状況が分かる資料
- (2) 本人確認ができる資料
- (3) その他、町長が必要と認める資料

2 ただし、災害時等において医療機器等の電源の確保が生命の維持に直結すると認められる者については、事前登録の有無に関わらず、優先的に貸出を行うことができる。

(貸し出しの決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸し出しの可否を決定したときは、松田町在宅医療機器等使用者非常用発電機等貸出決定 (否決) 通知書 (第 2 号様式) により当該申請をしたものに通知するものとする。

(貸し出し方法)

第 7 条 希望者は、事前登録している者に限り、口頭、電話又はファクシミリ等の手段で町へ借受の連絡をすることとする。

2 希望者は、役場窓口にて担当者から発電機等を受け取り、使用することができる。ただし、町長が特に認める場合については、この限りではない。

(貸し出しの期間)

第 8 条 発電機等の貸出期間は、原則として災害又は停電が発生する恐れがある前から、電力が復旧し、医療機器等が使用

できるまでの間とする。ただし、町長が特に認める場合については、この限りではない。

（使用上の注意）

第 9 条 発電機等の貸し出しを受けるものは、次の事項を遵守しなければならない。

（ 1 ） 町の指示に従い、安全に使用すること。

（ 2 ） 消耗品等の費用負担は、借受者の負担とし、その準備、補充及び返却は借受者が行うこと。

（ 3 ） 発電機等の目的外使用及び転貸、譲渡、改造を行わないこと。

（ 4 ） 適切な保管及び管理を行うこと。

（返却）

第 1 0 条 貸出期間が終了したとき、又は町長が必要と認めたときは、借受者は速やかに松田町在宅医療機器等使用者非常用発電機等返却確認書（第 3 号様式）と併せて、発電機等を町に返却しなければならない。

（損害賠償）

第 1 1 条 借受者は、故意又は重大な過失により発電機等を毀損又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。